

公立豊岡病院組合構造改革委員会設置要綱

（設置）

第1条 公立豊岡病院組合は、全国の公立病院と同様に厳しい経営環境に直面していることから、経営の抜本的な立て直しを図るため、圏域の医療需要や将来見通しを踏まえた構造改革の方向性等について検討し、病院経営等に関する専門的見地からの助言を得ることを目的として、公立豊岡病院組合構造改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公立豊岡病院組合が設置する病院及び診療所の機能の見直し並びに今後のあり方についての検討及び助言に関すること。
- (2) 前号の見直しに伴う費用削減及び収入確保による経営改善方策についての検討及び助言に関すること。
- (3) 公立豊岡病院が担う県立病院の代替機能の範囲及びこれに係る財政支援のあり方の整理及び助言に関すること。
- (4) 但馬圏域全体の医療提供体制に与える影響の評価及び助言に関すること。
- (5) 広域連携のあり方の検討及び助言に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで組織する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第 6 条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

2 前条第 3 項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第 7 条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 35 年 10 月 1 日条例第 19 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

3 第 5 条第 3 項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、旅費の額は委員と同様の取扱いとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、公立豊岡病院組合統轄管理事務所に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 1 月 30 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公立豊岡病院組合構造改革委員会委員名簿

1 委員（敬称略・順不同）

役 職	氏 名
国立大学法人滋賀医科大学医療データサイエンスセンター 特任教授 兵庫県地域医療構想アドバイザー	小林 大介
国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授	埴岡 健一
川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部医療福祉経営 学科 准教授	櫃石 秀信
合同会社デロイト トーマツ リスクアドバイザー ヘルスケア マネジャー	古株 靖久
公立邑智病院 副院長 総務省 経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー	日高 武英
豊岡市医師会 会長	安田 和人
朝来市医師会 会長	馬庭 幸二

2 オブザーバー（敬称略・順不同）

役 職	氏 名
兵庫県 保健医療部次長	吉川 昭裕
豊岡市 副市長	土生田 哉
朝来市 副市長	天野 修二